

司法修習委員会（第39回）議事録

1 日時

令和2年11月5日（木）午前10時から午後零時まで

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者

（委員）秋吉仁美，井田良，翁百合，河瀬由美子，酒巻匡（委員長），高瀬浩造，
栃木力，藤原浩，増田悦子，山本和彦（敬称略）

（幹事）石井芳明，一場康宏，沖野眞己，鍵尾憲，河本雅也，北澤尚登，清藤健
一，佐藤隆之，佐藤剛，設楽あづさ，杉山徳明，鈴木謙也，松下淳一
（幹事長），丸山嘉代，山本光太郎

4 議題

（1）意見交換

ア 第73期司法修習の実施状況等について

イ 第74期・第75期司法修習のスケジュールについて

ウ 司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

エ 導入修習に関する状況等について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

76 第73期司法修習日程

77 第74期修習日程

78 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果（第73期集合修習
開始時）

6 議事

（1）委員・幹事の交替

永野委員，畝本委員に替わり秋吉委員，河瀬委員が，石井幹事，石山幹事，遠藤幹事，染谷幹事，佐藤幹事，平城幹事，福原幹事，山口幹事に替わり石井幹事，一場幹事，鍵尾幹事，河本幹事，北澤幹事，清藤幹事，杉山幹事，丸山幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

(2) 報告等

一場幹事から，資料76に基づき司法修習の実施状況等について報告がされた。

(3) 意見交換

ア 第73期司法修習の実施状況等について

(酒巻委員長)

それでは，司法研修所の各上席教官の幹事の方から，特にオンライン方式による第73期司法修習生集合修習の状況等について御報告をお願いしたい。民事裁判教官室から願います。

(鈴木幹事)

集合修習の状況について御報告させていただく。

講義はマイクロソフトのチームズを使って行い，多くの教官がパワーポイントを画面共有して講義を行っていた。修習生との双方向のやり取りも実施して，少人数のグループごとに会議を立ち上げてグループ討論も行った。グループ討論では，チームズの文書の共同編集機能が便利であったと認識している。

また，民事裁判の科目では，授業の終わりに意識的に時間を取って修習生からの質問を受け付けるようにして，みんなが画面で見ているところで質問と回答を行うので，質問と回答，またそのやり取りをクラス全体で共有することができたのが大変良かったと考えている。

それから，起案のコメントについては，メール又はチームズのチャット機能を使って通知する方法で行った。これは起案を司法研修所に集めてコピーをして，コピーを先に修習生に返し，その後，教官が原本で採点をするというロジになっていた関係で，そのような形でコメント等を伝えていた。

それから、民事模擬裁判のカリキュラムであるが、これは、通常、修習生が裁判官、原告・被告代理人役に分かれて手続に関与するという形で行うが、少し方式を修正して、演習を三つのステージに分けて、最初のステージでは、修習生全員が裁判官役になって基本記録の訴状、答弁書に現れた問題点、求釈明事項を検討する。その後、第2ステージでは、今度は被告代表者役の修習生を除く修習生全員が被告代理人役になって、被告代表者役の修習生から事情聴取を行い、その結果も踏まえて、準備書面・証拠説明書の起案、また被告代表者に対する尋問事項書の作成を行う。そして、さらにその後、第3ステージで、今度は修習生が裁判官、原告代理人、被告代理人役の三つの役に分かれて尋問前の模擬和解を実施した。こういった形で模擬裁判を行った。

教官の感想、修習生の受け止めというところであるが、教官から修習生への知識ないし情報の伝達ということでは、通信の環境、接続が悪くなければ、パワーポイントも大変よく見えるし、講義もよく聞こえる、そして、接続障害等のために視聴できなかった修習生を念頭に、講義を録画してチームズにアップしていたので、修習生によってはその講義を録画で再度視聴することもあったということで、修習生の感想としては、当初は不安であったものの思いのほか充実した修習ができたという声が多かったと認識しており、一定の成果を上げることができたのではないかと考えている。

ただ、教官の方からすると、修習生の反応が教室と比べるとかなり分かりにくい。というのは、通信容量の関係もあって、発言をする時以外はカメラをオフにするというのがデフォルトになっていたもので、修習生の様子が分からず、修習生が理解しているのかがつかみにくい。教室のように修習生の反応であるとか、様子に応じて講義を行うことがやりにくかった。

それから、双方向のやり取りであるとかグループ討論については、リアルのほうがやりやすいというところはある。議論や討論を通じて理解を深めるという点では、やはりリアルのほうがよいと考えている。であるので、一定の成果は上げることが

できたと考えているが、課題も残ったと認識している。

(酒巻委員長)

それでは、続いて刑事裁判教官室からお願いします。

(河本幹事)

総論、概要は、先ほど民事裁判教官室のほうから御紹介があったとおりなので、重複を避けて刑事に特有の話をさせていただく。

刑事系科目での最大の課題は、公判前整理手続を含む模擬裁判科目である刑事共通演習への対応であった。リアルであると、公判前整理手続は進捗状況に応じて裁判官、検察官、弁護士それぞれの役が連絡を取り合って適宜期日を開く、その後も適宜打ち合わせ期日を開いて争点や証拠を整理することになるが、こういう臨機応変な対応ができるのか、公判審理では当事者からの異議をどう出すか、この異議に対して裁判官役が合議体で対応できるのか、若干各論的にはなるが、証人に示した尋問に対してどう対応するのかという課題が前もって予想できた。

いろいろ検討した結果、公判前整理手続の場面をチームズで臨機応変に進めるのは難しいだろうと判断して、修習生全員がこの場面は検察官、この場面は弁護士という形で、全員共通の課題を決めて、グループ別討論と講評の形式にした。公判審理の部分は、修習生がそれぞれ検察官、弁護士、裁判官役に分かれて模擬裁判の形で実施することにしたが、オンライン上のトラブルもあり得るので、証人尋問と被告人質問の時間を多めに取った。その代わりに、リアルであれば実施する模擬公開評議はクラスによってやらないこともあったと聞いている。

結果として、公判前整理手続の争点整理や証拠整理に関しては、先ほど民事裁判教官室からも紹介があったとおり、実演形式のダイナミズムにはやや欠けるところがあったが、グループ別討論で各自の意見を出し合えるので、演習科目としての一定の成果はあったように思う。公判審理の場面でも、例えば証人尋問で書面を示すというような場面では、教官がチームズ上で所定の画面を共有することにより対応して、クラスにより差異はあったものの、証人役がその画面上の図面に行動経路を

書き込む作業をスムーズに行えたところがあったと聞いている。

総じて尋問時間は当初の想定よりも少なく済んだので、裁判官役の感想とか心証を講評時にやや長めに報告させたり、クラスによっては工夫して、短い時間ではあったが模擬公開評議的に講評を行ったところがあったと聞いている。

一方で、事前に準備ができる主尋問は成果があったが、やはりその場の状況に応じて対応が必要になる反対尋問は、その場でグループでの相談がなかなかできなくて個人レベルの対応にならざるを得ないことから、対応が難しかったと聞いている。

以上のように、修習効果は一定程度上がったと言えるが、課題は残ったという感じである。

その他の科目であるが、大体民事裁判教官室と同じであるが、教官からすると、先ほど紹介があったとおり、修習生側の反応がその場では分からないので、内容を理解しているか不安になる場面もあったようである。

ただ、今回修習日誌が非常に重要に機能しており、修習日誌を見ると、理解しているように思われるということであった。

リアルと比べると、修習生間の横のつながりに基づく事実上の意見交換、例えば答案を見せ合うということも含めるが、その面で課題はあったが、適宜、グループ別討論を実施したり、教官の映像やパワーポイントでの画面共有で内容をはっきりと理解しやすい面もあって、集合修習自体の成果は上がったと考えている。

実際に修習生の話を聞いてみても、この状況下での修習としては積極的に評価しているという声が非常に多かったと、私どもは認識している。

刑事裁判教官室からは自宅学修向けの課題と自宅学修用記録教材2本を実務庁に提供した。実は提供された時、私自身が地方裁判所で刑事部の部総括をしていたので、実際見て修習生の反応なども直に聞く機会があった。課題は、現場から見てもよく考えられたものだという感じを持った。白表紙記録の検討のほか、実体法、手続法、事実認定に関する判例、これを二、三取り上げて、この判例について具体的な検討課題が設定されていた。細かい話はともかくとして、いずれも指導官宛ての

簡単な指導上の参考メモもついていて分かりやすく、修習生に身に付けてほしい事例が必ずしも実務ではない場合もある中、この教材を用いることで非常に修習効果が上がったなと思っている。

この間、コロナ対応で裁判所全体がいろいろ動いていた。例えば、発熱等、関係者にコロナの疑いがあったという時に、裁判所全体として危機管理対応に動いており、それを修習生が横で見ている、組織としての危機管理をこんな感じでやっている、自分たちは非常に参考になったというような、思わぬ効果が上がった面もあった。

(酒巻委員長)

それでは、引き続き検察教官室からお願いします。

(杉山幹事)

私のほうから今、鈴木幹事、河本幹事が話されたこととなるべく重複しない限りで、検察教官の受け止め、感想のようなものをお話しできたらと思う。

まず、メリットに関して、学修効果に関してであるが、特に起案の講評は、教室で授業スタイルでやる場合と比べても遜色のない学修効果があるのではないかという意見があった。具体的には、先ほども指摘があったように、パワーポイントが見やすい、つまり、教室の授業だとどうしても席が後ろのほうだと見にくいとか、オンラインだと聞き逃した場合にも録画視聴によって再確認が可能であるということが影響しているのではないだろうか。いろいろな質問を受けたり、個別面談でのやり取りから、学修効果はある程度上がったのではないかと積極的に捉える意見があった。

また、講義後の質問や個別面談についても、チャットとかビデオ通話など様々な手段で修習生とやり取りができ、対面よりも効率よく指導ができる、修習生も自宅にいるためリラックスした雰囲気でも面談できる、というメリットがあるのではないかという指摘があった。

他方、教官に率直な感想を聞くとデメリットのほうが大きいと言う。それはなぜ

かと言うと、やはり相手の反応が分からないために講評に張り合いがない、相手の理解度をうかがいながら説明のメリハリをつけることができない、という指摘があった。

それから、相手の様子が見えないため、講義を聞いていない者が一定数いるのではないかと、反応が見えないことが影響しているのかもしれないが、修習生の緊張感とかやる気というものが今まで以上にないように感じる、という意見もあった。

ここが問題かと思うが、もともと積極的な修習生はオンラインでも非常に積極的に関与し、質問してくるが、そうでない修習生がやはり完全に埋没してしまっている。そういう修習生に対して教育効果が上がっているのかどうかを十分把握できなかったことが今後の課題ではないかという指摘があった。

それから、刑事に関する模擬裁判に関しては、予想以上にスムーズに進行できたと積極的に評価する意見が多くある。他方で、先ほども指摘があったように、やはり検察側証人への検察官の主尋問はいいとして、それに対する反対尋問や再主尋問、それから尋問に関する異議申立てなど、その場で即座に再検討して対応しなければならない訴訟活動というのは、チーム内での話合いが即座にできず、うまくできなかったようにも感じた。

また、裁判官役の首振り合議も、首を振って意思を確認することがなかなかもたついたというような指摘があったり、オンラインだから最初からできないと諦めているのか、模擬裁判では裁判員裁判が想定されているにも関わらず、従来型の冒頭陳述、論告を作成して、棒読みしてしまうということも見られたという指摘もあった。

それ以外の部分であるが、チームズの取扱いという点で言うと、大半の修習生はチームズの取扱いに慣れているが、比較的高齢の修習生において、果たしてチームズを使いこなしているのだろうかという疑問に思うこともあった。こちらから連絡を取っても、ちゃんとわかっているのかという感じを持ったという意見もあった。

教官の切実な感想という意味では、教官としてはやはり修習生とのつながり、修

習生同士のつながりが希薄であることは残念だという指摘がある。

修習生の修習日誌も、全般的には好意的に捉えているものと考えている。通勤の負担がない、すぐに家事ができる、講義ギリギリまで寝ていられるとか、そういう積極的な意見が多いと思っている。他方で、ほかの修習生や教官と直に接することができないことによる孤独感だとか不安感を抱えている者も多いと思う。起案とか二回試験に向けての勉強の場面で、ほかの修習生たちとの情報交換が円滑にできないことについて不安を述べる修習生もいた。さらに、導入修習で会っただけの修習生については、同じクラスでも名前と顔が一致せずに修習生活が終わってしまう、横のつながりという意味では物足りない、という意見があると聞いている。

(酒巻委員長)

それでは、続いて民事弁護教官室からお願いします。

(鍵尾幹事)

お話ししようと思って準備していたことは、先ほどの3教官室の発表と全く同じことで、付け加えることというのはほとんどない。

全体的な評価としては、事前に思っていたよりもできたが、課題は残るということとは共通である。集合修習の科目のうち、講義や起案講評といったカリキュラムについては、修習生の反応が分からないという点はあるが、一応の成果は上げられたのではないかと思っている。民事弁護科目では、修習生に実演を行わせる模擬法律相談のカリキュラムがあるが、こちらもチームズ双方向のウェブ会議システムを使って、一応外形としてはそれなりのものを行ってはいける。具体的には、教官が相談者役、修習生が弁護士役、この場合、修習生は数人を一グループにして、その一グループが一人の弁護士になったというつもりで法律相談の実演を行った。これも外形的にはできるのであるが、実際には、修習生役同士の連携がとりにくいようであった。リアルの場合では、一人が答えに詰まったりすると、隣の人が突っついてサポートをしたり、あるいは言い足りないところを直ちに補ったりということもできるし、質問者役の教官のほうも修習生の表情を見ながら直ちに二の句、三の句を質

問することもできるのであるが、そういった臨機のやり取りというのがちょっとやりにくかったなというところである。

次に、先ほど民事裁判教官室のほうからも説明があった民事裁判教官室と民事弁護教官室のコラボレーションの科目である民事共通演習、いわゆる模擬裁判について若干説明する。

第73期の集合修習では、リモートとなった関係で、従来行っていた模擬交互尋問は実施が難しいであろうということで、行わないことにした。その結果、従来は模擬交互尋問に向けての準備の時間を非常にたくさん取っていたところを、それがなくなったことで若干時間の余裕ができ、その余裕を解説の時間に振り向けた。多くのクラスでは、一つの訴訟行為について裁判官の目あるいは代理人の目から見たそれぞれの見方、考え方というのを民事裁判と民事弁護の教官それぞれが解説をすること、「掛け合い」と言っているが、この時間が比較的多く取れたようで、修習生にとっても好評であったという副次的な効果があった。

その他、修習生の声としては、先ほどの発表のとおりで、不安はあったが、思ったよりうまく集合修習が受けられた、感染の心配もなく安心して修習ができたという声がある一方、他の修習生や教官と直接触れ合う機会がなかった、それが残念であったという声が一般的なものであった。

(酒巻委員長)

それでは、最後に刑事弁護教官室からお願いします。

(北澤幹事)

せっかくの機会なので、少し率直な実感も含めて述べたいと思う。

ほかの4教官があまりはつきりおっしゃらなかったので敢えて言うが、起案の採点は非常に大変である。起案を郵送してもらってから採点するというタイムラグがあるので、それによって週末が1回飛んでしまい、ただでさえぎちぎちな採点期間が減ることになっている。各教官が非常に頑張っていて何とかなっているわけであるが、これは決して無視できないのではないかなと思う。採点というのは単に点

数をつければいいというものではない。それぞれの修習生に応じたコメントを用意する、あるいは講評でどこにポイントを置いて解説をするのが一番いいのかという、その講評に具体性を持たせるためのプロセスでもある。したがって、時間を取れば取るほどいい講評ができることになる。その時間が数日であっても削られることは非常に大きいことであると私は思っている。

その上で集合修習の内容についてであるが、やはり私も思うのは、オンラインで最低限必要だとこちらが考える内容は伝えることができると思う。起案の講評でも、あるべき起案の在り方に関しては、限られた時間の中でしっかりマネジメントして伝えるということはどの教官もできているように見受けられた。多少、インタラクティブな、例えば手を挙げてもらったりとか、模擬接見というものも通常のカリキュラムであるわけであるが、それをオンラインでやるということも実施しているので、双方向性もある程度は担保されたということが言える。最低限こちらが伝えるべきことは伝えられているという実感は持っている。

その上で、やはりオンラインではできないことがある。こちらが本当に伝えたい最善の教育ができていくということに関しては、やはり疑問が残る。

ほかの科目がそうじゃないという意味ではもちろんないのであるが、刑事弁護では、その弁護活動の具体的な考え方、在り方ということ伝える、それを最大の目標に置いている。ペーパーテストで良い点数を取ることが目的ではない。紙の上だけの勝負ではなく、起案も弁護活動の一部であるという発想で取り組んでいる。頭だけ動かせばいいものではない。実際の事件で弁護人になったら、足を動かす、手を動かすということが必要になる。足を動かすこと、現場に行ったりするのはさすがに教室の中では再現できないが、それ以外に起案という紙の上以外にも、この場面でこの事件であなたが弁護人だったらどうするかということ常にかきかけるようにしている。起案の出し方も具体的にそうしているが、教室でやる場合、それが端的にあらわれる場合が二つある。一つはブレインストーミングである。ブレストというふうに略して呼んでいることが多いわけであるが、これはその事件の記録な

りにあらわれている証拠から事実を不利なもの、有利なもの、一つずつなるべく細分化して挙げていくことをする。教室の中で全員当てていって、一人一つずつ事実を挙げさせて、それを紙に書く。書いた紙をホワイトボードに貼っていく。これが何十枚もできるわけである。その挙げた事実の何が重要かという話を教室全体で投票をして議論をする。その重要な事実が持っている意味合い、その事実がどういう関係性にあるかということをもたえて、その付箋をいろいろ組み替えたりしながら論理関係を固めていくと、そういうプロセスを実際に教室の中でみんなで行いながらダイナミックに体感していくことによって、実際、起案で問うている想定弁論というものがどういう論理構成で書けば具体的なものに、説得的なものになるのか、そういうことを起案講評で行っているのである。起案で修習生一人一人自分なりのブレストをやらせる。その上で講評の時に、教室でみんなで行ったらどうなるかということを試させる。事実、証拠、常識というものが裁判員裁判で事実認定のために大事なわけであるが、その教室の常識は何なのかということをもみんなワイワイやり、体感させながら納得させていく。これは教室でないと納得の共有というのは難しい。実際、ブレストそのものがオンラインではできていない。オンラインでブレストするツールというのはソフトとしてはあるのだが、なかなかタイムリーに行っていくことは難しい。時間もかかり過ぎるし、それをやりながら議論するということは難しいので、結局、今回の集合修習ではオンラインでブレストをすることは基本的にはできなかった。これは非常に痛いことである。とにかく事実を大事にするということ、そして常識を大事にするということは、ブレストを通じて一番よく教えられると我々は信じているので、それができないというのは相当な痛手である。ブレストを行ったらこんなふうになるよということをスライドで示すことは簡単であるが、結果だけ示してもあまり意味がない。自分で考えさせないと意味がないので、これは非常に痛かったと思う。

今のは手を動かすということである。もう一つ、体を動かすという部分に関しては、模擬裁判が良い例であるが、被害者は殴られたと言い、被告人は殴ったのでは

ない、ぶつかっただけと言っているという事件。そうすると、その体勢で、その位置関係でぶつかることがあったのか、殴ることがあり得たのかということ公判で立証していくわけであるが、その時に実際、どうなったのかということ動作で再現してみるとというのが非常に大事である。これをやってみないと多分分からないと思うが、それは法廷でやるかどうかということとはともかく、法廷でやるかどうか以前に、弁護士会議で絶対にやるのである。公判準備の活動の中で、弁護士会議でみんなが集まって、体格が似た人に向かい合ってもらって、距離を測って、模造紙の上でメジャーを使って、ここに立って、やったらこうなると。これを何回も何回も試してみて、こういう条件だったらこういうふうになり立つんじゃないか、ここが弾劾のポイントだということ、そうやって、それも同じ場でやるから本当にリアルに分かるので、そういうことが基本的にはできなかつた。実際の活動を疑似体験させる、追体験させるということがかなり修習生には体感しづらいことになったのかなと思う。

であるので、繰り返すが、最低限の内容は伝えられたが、最善の教育ができたかどうかは疑問ということである。特に模擬裁判が先ほど解説があったようにフルではできなかつた。模擬裁判は、研修所でやるのは貴重な機会、実務庁でやるということは今はなかなか難しい。人が集めづらいという実情があるみたいなので、そうすると、司法研修所頼みという傾向もある程度あった中で、こういう状況なので非常に残念だったかなと思う。もちろん、オンラインでより工夫する余地があるかなと思うが、やはりリアルに勝るものはないかと改めて感じた次第である。

(酒巻委員長)

それでは、ただいまの報告について御意見、御質問を受けたいと思う。

コロナは甚大な影響と様々な工夫とか気づきを生み出しているところであるが、可能な範囲で委員、幹事の先生方から、例えば大学の教育あるいは企業等でのリモート授業やウェブ会議、テレワーク等の活用状況、あるいは今後の見通し、これはコロナの状況にもよるが、例えば大学はこのままりモート授業でいくのか、可能な

限り対面授業を追求するのかなど、いろいろな問題を抱えているが、そういうことも含めて、先生方の御意見が伺えればありがたいと思う。

(松下幹事長)

今、刑事弁護教官室の北澤幹事のお話に関連して、起案を郵送してもらおうと採点期間が短くなってしまうということについて、感じたことを一言申し上げる。

大学では、定期試験も学生を教室に集めてできなかったのも、オンラインで試験をやったのであるが、答案もデータの形で送ってもらった。採点の際に、紙で読みたければ自分でプリントアウトするということをした。郵送してもらおうと採点期間が短くなるという問題は、全部の修習生である必要はないが、データを送ってもらってプリントアウトして、それを採点して書き込むという形で進めれば、起案の終了から答案が教官の手元に届くまでの時間は短縮できるのではないか。答案をスマホ等で撮ってもらって、それを自分の手元でプリントアウトすると、もちろん生の答案よりは画質は悪いが、やってみた感想は、答案を読んでいると、結局中身を一生懸命読むので、プリントアウトの質が悪いがどうかあまり気にせずに中身を読むような感じがした。最初、私もあんな読みにくそうな画面で採点するのかなと思ったのであるが、結局あまりそういうことがなかったのも、そういうことも検討してはいかがかなと思った。

(高瀬委員)

毎年夏に一橋大学で集中講義をやっているが、今の話と少し逆になっていて、以前は講義だけやって試験には立ち会わないので、答案を郵送してもらっていた。今回コロナでオンラインで授業をやったので、答案もオンラインで提供していただいた。先ほどの御意見と全く同じだが、すぐに答案が届くから、効率がすごくいい。それから、同じことであるが、スキャンしたもので送ってもらったのだが、最初はスキャンなんかしたらどうだろうと思ったのであるが、実際に採点してみて全然困らなかった。そういう意味では、オンラインあるいはファイルで答案を提出させるということは、現実的にはもちろん可能であるし、その方が効率がいいというのを

今回経験して、来年以降は全て試験答案はオンラインで提出してもらうことにした。

それからもう一点は帯域，ネットワークの帯域の関係で，学生側の画像は，ビデオは止めているという話があって，やはりオンラインでももちろん限界があってやれないことはあるが，オンラインの問題で解決できる部分の幾つかは，学生の顔が見えるかどうかはかなり大きなポイントがあるのではないかと考えている。確かに間違いなく私たち大学でも，大規模な授業をやる時には，学生側のビデオをオフにするように指示をしろとか，最初からそういう設定をして授業をやったりもしたが，学生の顔が見えるか見えないかは正直言って決定的だと思っている。そんなに人数が多くなければもちろんできるはずだが，ちょっと気になったのは，その一対一の時は絶対に画像を見てるはずであるが，グループ別の時に修習生同士がお互いに画像が見えなかったりすると，多分議論にならない，話も進まないのであるが，何人ぐらいの規模になると修習生側の画像もオンにされていたのかということを含めてうかがいたいのと，ネットワークの帯域さえ確保できれば200何十人でも，私も250人ぐらいで学生側の映像を止めずに授業をやったことあるが，帯域さえ確保できればやれるのである。であるから，もしその司法研修所側の，発信側のネットワークの帯域を改善すれば，修習生の顔をみんな見せられるという話であれば，結構状況は変わるのではないかとと思うが，いかがか。

(酒巻委員長)

それでは，顔画像の件であるが，高瀬委員の質問についてはいかがか。

(一場幹事)

顔については，修習生側の帯域や容量の状況によるというのが実際のところであって，修習生も月単位で契約しているので，月末になると容量が足りなくなってきたヒヤヒヤするという状況になるようである。なので，顔を出せるかどうかは，自分の帯域や容量にどれぐらい余裕があるか，余裕がない方は常にほとんど顔は画面オフという状況になる。通信環境の設定自体は修習生に任せているので，なかなかこちらとしてもやれることが限られているのが実情である。何か教官室の方で補足

があれば願います。

(鈴木幹事)

教官の方としても、やはり顔が見えた方がこちらも張り合いが出るし、修習生のグループ討論でもスムーズに議論が進むところであるが、どうしても通信容量の制限等の関係で顔が出せないということもあって、そこは改善ができればいいと教官としても考えているところである。

(翁委員)

企業とか社会の話をさせていただこうかと思ったのであるが、実は内閣府で「選択する未来」という会議があって、そこで1万人についてアンケートをとったのであるが、このコロナの後に、非常に大きな意識変化が人々の中に芽生えていて、テレワークをしたということに伴って、通勤時間とかそういった今まで非常に時間を費やしてたことに対して、今のリモートワークの良さというのを知って、これからも続けていきたいというような意向とか、あとワーク・ライフ・バランスについて非常に考えるようになってきている。家族の重要さとかそういったことを考えるようになってきているとか、あとよくこの結果はニュースでも紹介されているが、地方移住とかそういったことへの関心というのもすごく広がっていて、ある意味、戻るものと戻らないものがあると思っていて、恐らく戻らないという不可逆的なものもすごくあると思っている。そういう意味で、リモートワーク、オンラインとかを、どうやってリアルのものと一緒に合わせてやっていくかという工夫をどんなところでもやっていかなければいけないことになってきていると思う。

ちなみに、企業では、今、打合せの仕方、ペーパーレス化、社内システムへのアクセスの改善、情報共有方法の改善、業績評価の改善、こういったことを図りながら、仕事の仕方を抜本的に見直して、リモートとうまく組み合わせていこうという動きが、かなりの企業で広がりつつあるし、私が所属している日本総研もフリーアドレス化して、オフィスのあり方自体も見直すし、相当仕事のやり方自体が変わってきているという感じになっているので、やはり法曹の分野においても、おそらく

少しずつこういった今回のことをきっかけに、どうやってリアルと上手く組み合わせさせてやっていくかを工夫していく必要があるのではないかなと感じている。

(増田委員)

私どもも全国組織なので、これまで研修に地方からなかなか来られないということがあったが、オンライン研修ということで隔々まで研修ができるようになったというのはメリットであった。

ただ、やはり修習生の方は初めてなので、リアルとの比較が多分できていないんだと思う。そうすると、リアルだったらこうだが、自分は今こういう状態に置かれているという比較ができないので、そういう意味では教官の方々の御苦勞は大変だと思う。そして、既にいろいろなことを経験している方であれば、オンラインというのは効果は上がると思うが、そうでないと、やはりコミュニケーションの部分で細かい質問ができないとか、つぶやきみたいなことをちょっと隣に言えないとか、そういうところでの問題というのは目に見えないところであるのかなと。そこら辺の精神的なところをすくい取っていくということが、これから大事なのかなと思う。

(沖野幹事)

大学の状況について補充をさせていただきたいと思う。

非常に個別的な話であるが、本学の場合、全学での方針の下、Sセメスターは全面オンラインとし、Aセメスターについては対面を入れていくということで、法学系では、演習については対面による方法を部分的に入れてきている。また、一つの演習の中でオンラインと対面を組み合わせることも行っている。

来年度については、現在検討中であり、やはり対面を広げていく方向ということでは確かであるが、他方でオンラインのメリットもかなりある。特に大きな授業では、チャットの利用などにより学生が質問しやすいという面もある。オンラインによるメリットがあるため、時間の管理の問題などいろいろ課題もあるが、おそらくあるべきハイブリッドを求めて試行錯誤していくという状況になると考えている。

試験については、松下幹事長や高瀬委員の御指摘のとおりであるが、ただ私ども

はSセメスターの試験については、結局、最終的には全てオンラインの試験で手書き答案にした。これは、PCによる場合のカット&ペーストで送ってしまうような行為を防ぐためである。手書きの答案を写真データで提出させ、併行して紙答案を別途郵送ないし直接持参で提出させる方法をとった。採点対象はあくまで試験時に提出される写真データであるが、やはり見にくい答案というのがあって、同じ手書きでもスキャンだと全然読みやすさが違うということが分かっており、読みにくいものについては、授業担当者の申出により提出された紙答案のスキャンデータを補完送付して採点することとした。

原本は画像データとしているのは、紙答案提出までの間に手を入れる可能性があるからである。ただ手書きの見にくさというのもあって、PC利用を認めてはどうかを検討しているところである。

なお、このような手書き答案でのオンライン試験の場合、従来の対面試験に比べ、答案整理の手間と時間も無視できない。

それから、授業で顔が見えないという問題点は、本当に先生方御指摘のとおりだと思っている。顔が見えることによる情報は非常に多く、その点からはビデオ・オンが望ましいが、一つは接続の問題があり、人数によるが、通信への負荷から大人数の授業では教員側もビデオ・オフで行わざるを得ないものもあった。もう一つは学生のプライバシー問題である。家庭状況などからビデオだけではなく音声オンも難しい学生がおり、仕方がないから今日は喫茶店で接続しているという学生もあった。修習生の場合、そういう状況があるのかどうか分からないが、そういった場合にどういう配慮をするかというような問題もあったところである。

また、ご指摘のあった学生の経済的な負担も無視できない。本学の場合は、全学的にWi-Fiの無償貸与を行い、またそれが行われるまでは部局で経済的状况に応じた金銭補助を行っていた。場合によっては、修習生の貸与の中に、そういったWi-Fi関係の補助ということも考えられるのではないかと思ったところである。

最後にもう一つ、一番オンラインで問題だったのは、受講生の横のつながりであ

る。授業内で、学生間でチャットでやり取りできるよう設定することは可能だが、そうすると学生同士のやりとりを教員から把握できないため、結局それはできない設定にしていた。授業については、ビデオ・オフとすることで学生間でも様子が分からないため、学生から、自分だけが分かっていないのかどうかが分からないという意見も寄せられた。試験についても、各学生を映すと、各学生がどのようなものを見ているかとか、場合によっては試験答案が見えてしまうという懸念もあってカメラオフで実施したのであるが、そうすると、例えば音声が聞こえないというようなトラブルが起こった時に、自分だけが聞こえていないのか、全員が聞こえていないかが分からないといった不安も示された。それなりに手当てはしたところであるが、そういった進行上の問題もあったことを紹介させていただく。

(山本委員)

もう皆さんの言われていることに尽きるので、1点だけ。

翁委員、それから沖野幹事、お二人とも言われたが、オンラインとリアルの組み合わせ、ハイブリッドという点であるが、大学でも反転授業とか、あるいはブレンディッドラーニングということが議論されていて、オンラインとリアルの最適の配分、オンラインにはオンラインだけの利点というものもあると思われるので、そこは今後コロナが収まった後も、ぜひ追求していただきたい。そのために教官室等でぜひ今回の事態を分析して議論を深めていっていただきたいと考えている。

とりわけ、裁判のIT化というものに私自身も関わっているが、ちょうど御存じのように、この2月から民事裁判については一定のIT化が始まったわけであるが、このコロナがあった関係で、かなり実施件数が増えているということがある。そういう意味では修習生の段階からオンラインでの様々なやり取り、先ほど教官室のほうからは文書編集機能等を共同で用いて文章を編集する、これは実際にも民事裁判では準備書面等から一定の争点整理をそういう形でやっていくということが議論されているところで、やはり修習生の段階から、できれば法科大学院でもやっていきたいと考えているわけであるが、そういうチームズでの作業に慣れていくというこ

と自体、非常に重要なことだと思うので、ぜひ来年度以降もオンラインの灯を絶やさずに、しかし、リアルでしかできないことはリアルでという姿勢で考えていただければと思っている次第である。

(鍵尾幹事)

起案をデータで送ってもらうというお話があったが、民事弁護教官室では集合修習のカリキュラムで正規の、すなわち採点の対象となる起案ではないが、練習の起案である問題研究というカリキュラムを行っている。このカリキュラムでは、採点の対象としないということもあって、修習生にパソコンを使って起案をしてもいいし、紙に書いて起案をしても良いと案内している。提出の方法も、原則としてチームズのシステムを使って提出をしてもらい、結果的には非常にスムーズにできている。であるから、作成、提出という点だけを見れば、既に試し、試行的には行っているということをお伝えする。

イ 第74期・第75期司法修習のスケジュールについて

(酒巻委員長)

各方面から大変貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。皆さん御苦勞されているので、まだまだお話は尽きないかもしれないが、少し先に行かせていただく。次に「第74期・第75期司法修習のスケジュールについて」に移りたいと思う。これについても一場幹事から御説明をお願いします。

(一場幹事)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、本年の司法試験の実施が8月中旬に延期されて、合格発表は来年1月20日に予定されている。そのため、次期の第74期司法修習の開始も11月末から延期せざるを得ない状況になっている。他方、来年の司法試験については、先日例年どおり5月中旬に実施され、9月上旬に合格発表の予定であることが公表された。司法研修所では、これらを踏まえて本年の司法試験の合格者を対象とする第74期と主に来年の司法試験の合格者を対象とする第75期の修習スケジュールを検討した。

まず、第74期の修習は、本年の司法試験の延期に伴い、来年春以降とせざる得ない状況であるが、第75期の修習は例年どおりのスケジュールで実施する場合には、第74期司法修習と第75期司法修習が部分的に重複することになる。司法研修所で行う第74期の集合修習と第75期の導入修習が重複することを避けつつ、第74期と第75期のいずれについても、なるべく早く修習を開始することが法曹を目指して司法試験を受験し、司法修習を希望する多くの者が望むところであり、法曹となるための時間的負担等の軽減を図ることを目的とした今般の法改正、制度改革の趣旨に沿うものと考えられるので、第74期については来年3月31日に導入修習を開始し、12月中旬に集合修習が開始する前に、第75期の導入修習を終了することができるよう、第75期は来年11月中旬に導入修習を開始する方向で検討している。

そこで、先日、司法研修所の教官会議で決定した第74期の具体的な修習日程は資料77のとおりである。

この場合、第74期の分野別実務修習の第4クールの後半から選択型実務修習、集合修習、考試までの期間と、第75期の導入修習から分野別実務修習の第1、第2クールまでの期間が重複することとなるため、司法研修所及び実務庁会としては、様々な検討すべき困難な課題が生じる。司法研修所としては、今後これまで以上に実務庁会とよく連携し、それぞれが司法修習の内容、実施方法などを最大限工夫して乗り越えていく必要があると考えている。

(酒巻委員長)

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見等をいただきたいと思います。

(佐藤隆之幹事)

第73期に対して実施されているオンライン方式での集合修習の状況について詳しい御紹介があったが、第74期について、修習の実施方式に関して検討されていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

(一場幹事)

今のところ、まだ対面でやるというのを原則としつつ、ただコロナの感染状況であるとか、あとは本当に大学の皆さんがどういう形で実施されるのかであるとか、そういった辺りを含めて今後オンラインにするかどうかも含めて検討しているところであって、まだ方向性が出ているわけではない。

(酒巻委員長)

ほかに御質問、御意見は。

(藤原委員)

第74期の修習の開始時期がこういうことで変わり、それに伴い第75期の開始時期も変わる。第76期は通常に戻っても、在学中受験を認めるギャップターム解消の第77期からはまた開始時期が変わる。そう考えると、第74期、第75期、第76期、第77期の各開始時期が全部異なってくると思う。したがって、実務修習等において混乱が起きないように、あらかじめ現場等には周知徹底していただきたい。少しずつ時期がずれてくるのであまり混乱は起きないと思うが、やはり現場に対して周知していただくことを希望する。

(酒巻委員長)

まさにおっしゃるとおりだろうと思うが、何かコメントはあるか。

(一場幹事)

そういった辺りもこちら也十分によく分かっており、とにかくなるべく早めにこちらの方針をお伝えして、早めに実務三庁会で協議していただくことが重要だろうと思う。御意見を承ったので、その旨きちんとやってまいりたい。

ウ 司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

(酒巻委員長)

それでは、次の話題に移りたいと思う。「司法修習生指導担当者協議会（指担協）の協議事項について」に移りたいと思うが、これについても一場幹事からお願いする。

(一場幹事)

本年度の指担協は6月下旬に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響により延期としていた。新型コロナウイルスの状況は依然として予断を許さないが、日頃の司法修習生の指導に当たっておられる実務庁会の指導担当者との意見交換の機会は非常に重要であるから、本年度は規模を縮小して来年2月19日に司法研修所において開催することとした。

具体的には、例年は東日本と西日本の二つのブロックについて2日間に分けて実施していたが、本年度は民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分科会ごとに10庁会程度に参加庁会を絞って1日で実施し、そこでの協議結果については、後日、全実務庁に還元する予定としている。

協議事項については、協議事項1として、「新型コロナウイルスの影響と対応を踏まえた分野別実務修習の改善策について」としている。司法修習における現下の最大の課題は新型コロナウイルスへの対応であり、感染の収束見込みが立っておらず、来期の修習も影響を受け得る可能性があるため、実務庁会と問題意識を共有しておく必要がある。その上で、対応の中で再認識された分野別実務修習の意義、核心部分と収束後も見据えた、その充実・改善策について意見交換を行う予定である。

協議事項2は、「修習の質をより高めるための充実・改善策について」としている。これは当初の協議事項として予定していたものである。司法修習制度全般の運用は安定的に実施されているものと考えているが、1年間という限られた期間内で充実した修習を実施するために、一層の取組を進める必要がある。そのため修習生に一般的に見られる課題を把握し、これを踏まえてより質の高い実効的な修習・指導の在り方を検討する必要があると考えている。

そこで、協議事項1での協議結果も踏まえて、司法研修所と実務庁会との連携、役割分担を含めて、修習の改善・充実の方向性や、指導内容・方法の具体的な工夫・改善策等について協議するものである。また、本委員会でも継続的に御議論いただいている導入修習チェックシートについても、第73期での見直しを踏まえて活用の実情や更なる改善点などについて協議することとしている。

協議事項２の関係では、司法研修所の各教官室において修習生に一般的に見られる課題を踏まえた修習内容の改善方策について、既に検討を進めているところであり、現在の検討状況について各上席教官から御説明をお願いしたいと考えている。

(酒巻委員長)

それでは、続いて各上席教官から検討状況についての御説明をお願いしたいと思います。先ほどと同じ順序で民事裁判教官室からお願いします。

(鈴木幹事)

民事裁判教官室では、民事裁判修習で修習生が修得すべき基本的能力である、主張分析能力、事実認定能力のうち、とりわけ主張分析能力について課題を抱える修習生が少なくない現状にあると分析しており、民事裁判教官室としては主張分析、事実認定双方についてバランスの取れた指導を行っていくということが前提ではあるが、主張分析能力に関して更なる指導の充実を図っていきたいと考えているところである。

まず、その主張分析に関する指導について、民事裁判教官室単体の取組としては、司法研修所の起案の出題に当たっては要件事実の摘示のみならず、そうした摘示をした理由の説明もきちんと書かせて、具体的な事案を題材として要件事実の意味するところを理解し、的確に説明できるようにすることに意を用いている。

それから、主張分析に関する教材について、第73期で民法（債権関係）の改正に対応した形で教材の改訂を行って修習生に配布をしたところであるが、第74期では、更にまた教材の改訂を進めて修習生に配布すべく準備をしているところであり、主張分析に関する教材の充実を図っていきたいと考えている。

また、民事弁護教官室との民事系科目での相互の連携ということで、授業の相互傍聴であるとか、意見交換の機会を重ねて、修習生の主張分析能力に課題があるという認識を共有して、民事裁判教官及び民事弁護教官ともにそういった点に意識を置いて授業を行うようにしている。

また、民事裁判教官室及び民事弁護教官室で、主張分析能力、事実認定能力が民

事裁判，民事弁護でどのように現れるのかを整理して，刑事系の科目で作成された関係図を参考にして，民事裁判科目，民事弁護科目のカリキュラムが法曹のどのような活動，職務に関係するのか，手続の中でどのように位置づけられるのかを図示した関係図を作成し，そのような内容を意識して講義等を行うようにしている。

そして，実務庁との連携については，従来より行ってきた，実務庁の指導に当たっている指導官の方に民事裁判教官が各庁に出張して行う起案講評を傍聴してもらう機会等を利用して，実務庁の指導官との意見交換を進める。さらには，先ほども話があった指担協での議論を通じて，主張分析に関する指導の充実の必要性について実務庁ともしっかり共通認識を持った上で，主張分析に関する指導についての各庁の指導の工夫例等を共有して，実践してもらうという形で，主張分析に関する指導の更なる充実を図っていきたいと考えている。

(酒巻委員長)

引き続き，刑事裁判教官室から願います。

(河本幹事)

刑事裁判教官室では，ここ数年，実務修習との連携を深め，法的な判断過程全般について教育していくことが必要だろうと考えて，いわゆる四本柱教育を進めている。

一つ目は供述の信用性の検討，二つ目は間接事実がどういう意味を持っているかの評価，三つ目はこれを全部総合した上で，有罪か無罪かを考える時の大きなテーマとなる合理的な疑いの有無の検討，そして，四つ目は法への当てはめと，こういう四つの大きな課題をみんなで意識していこうと進めている。

一方で，この刑事裁判教官室の意識が現場に浸透しているかと言うと，なかなかそうではなかったという問題意識を刑事裁判教官室としては持っていた。そこで，一つの試みとして，先ほど民事裁判教官室でも同じようなことを仰っておられたが，修習生への教官の講評を現場の裁判官に積極的に見ていただくという取組を今やっている。実際，私は地裁で部総括をしている時，この取組の広報がかなり行き届い

ていて、結構な数の判事、判事補たちが講評を見て、ああ、こういうことを今やっているんだなということを知ったのを本当に実感として覚えている。刑事裁判教官室がこうやっているのだったら自分たちが現場で起案の指導をする時もこういうふうにするんだなというような連携が取れていたのかなと思っている。

連携の一つとしては、昔、「事実認定ガイド」という教材を刑事裁判教官室から出していたが、これも先ほど申し上げた問題意識があったので、現場の裁判官の意見なども聞いた上で、これを改訂し新しいものを第74期から使用できるような体制を整えている。

そしてまた、現場の工夫であるが、どうしても2か月という期間では、ある人は裁判員に当たったり、ある人は全然当たらなかつたりというばらつきが出てきてしまう。今、その補充として記録検討をさせてはいる。しかし、刑事裁判は大きく変わってきており、法廷でのやり取りを直接的に見て、その場で事実認定をしていく、評議していくという実務が本当に定着しつつある。それに沿った教材ということで、事実認定用のDVD教材を作った。これも次の期から活用できるようになっているので、そういったものを活用してもらい、修習生が今動きつつあるダイナミックな刑事裁判の事実認定を、より実感を持って修得できるように努力しているところである。

(酒巻委員長)

引き続き、検察教官室からお願いします。

(杉山幹事)

検察教官室でも同じような問題意識からいろいろな改善策を取っているところである。やはり事実認定能力を上げるということで、それを効率的にやる必要があるのではないかという問題意識から、例えば起案の出題形式とか内容について、普通に問題を出すのではなく、敢えて記録中に信用性の検討、論述をしなくてもよい供述証拠を起案要領で明示する。具体的には、起案の問題文中に、誰々の供述調書は信用性に関し記述する必要はなく、信用性があるものとして事実認定に供してよい

と敢えて記載する。そのことは当然他の供述証拠については信用性を検討する必要があるということの意味するわけであって、明示したその供述調書の信用性は論じる手間はなくなる。その分、重要な供述証拠の信用性について掘り下げた検討をしてもらおうというような意図で、そういう出題をしており、実際、こういう問題形式にした結果、供述の信用性を従来よりも掘り下げて検討して丁寧に論述する修習生が増えているということがある。

それから、検察教官室では、犯人性の認定を非常に重視しているわけであるが、その素材としても、犯人性の間接事実の数を絞った題材を用いる。つまり、事実認定に関係する間接事実の数を敢えて従前よりも少なくしてしまう、1個重要な事実を少なくしてしまうということを経験の作成時点からやることにより、これも修習生に検討や論述のゆとりを持たせるということにつながる。そうすると、間接事実の認定に至る推論過程、複数の間接事実との総合評価等について、修習生が課題とする部分をよりしっかりと検討することができるような工夫をしているところであって、まずはそういったことをやって修習生の弱い部分を伸ばしていくということを検討しているところである。

それから、実務庁との連携も当然重要だと考えているところであって、先ほどの民事裁判教官室、刑事裁判教官室にもあったように、検察教官室でも起案の講評について、現場の検事の方、指導検事の方にも傍聴いただいて、司法研修所でこんなことをやっているんだということを理解していただくようにしている。

それから、やはり検察修習は現場での修習というのが非常に重要であるので、この点は検察教官室からも各実務庁にお願いをして、係属中の事件をやっていただくようお願いするなど、連携を深めてやっているところである。

(酒巻委員長)

引き続き、民事弁護教官室からお願いする。

(鍵尾幹事)

民事弁護分野では、従来から主張書面起案における大きな問題として、主張の法

的な構成，我々は大ブロックと言っているが，こういった主張の法的な構成を明示できなかつたり，または主張を構成する個々の要件事実が適切に摘示できなかつたりする，基本的なところができていない起案が見られる。修習生も一通り学んでいるので，基本的な事案では大きく間違えることはないのであるが，集合修習の即日出題で出題するようなやや複雑な事案であったり，適用される実体法がそれほど一般的ではないような題材になると，法的構成や要件事実の摘示ができない，そういった起案が頻出する。

原因としては，実体法や要件事実の理解が不十分であるというのもその一因ではあると思う。ただ，実体法や要件事実について個別に修習生に当てて質問をすると，一応答えられるということが多いようであるので，原因としては基本的な知識を具体的な事案に適用するトレーニングが不足している場合がほとんどではないかと思われる。

改善策としては，主に起案講評などでは，細かい解説に先立ち基本的なところ，すなわち適用される条文がどうなっているのか，ブロックや要件事実はどう構成すべきなのかというところから説明をし，基本を具体的な事案にどのように適用するのかを実演しながら解説を行う，こういった視点を徹底することとした。

また，先ほど民事裁判教官室からの話にあったとおり，民事裁判修習との連携も図っている。具体的には両教官室の教官による相互の講義傍聴や意見交換を実施した。その結果，基本的な考え方に民事裁判，民事弁護の違いはないが，立場の違いによる表現方法に相違があるということが分かった。民事弁護で教える際に，民事裁判の教科書なども参考にして，なるべく用語やその使い方を統一し，知識を共有できるようにする，また，修習生に無用な混乱を生じさせないようにするというように配慮するようにしている。

他方，違う部分について，違い及び違う理由を明示することも配慮するようにした。加えて，民事弁護科目の特色として範囲や分量が多いということが挙げられる。修習生の理解の助けになるように，保全執行や和解について全体を俯瞰す

るような分かりやすい教材を作成し、第73期の導入修習から本格的に使用するようにした。

(酒巻委員長)

それでは、最後に刑事弁護教官室からお願いします。

(北澤幹事)

先ほど刑事弁護の司法研修所教育の一番の目的は弁護活動の疑似体験であるという話をしたので、これにつなげて少し話をする。

そのようなことを折に触れて実際のカリキュラムを通じて修習生に体得してもらうようにしているつもりではあるが、その意図が修習生にしっかり伝わっているかどうかに関しては、まだ疑問の余地があると思っている。その一番のあらわれは、起案と模擬裁判で全然違うことをやる修習生がいまだに多いというところである。先ほどのブレインストーミングは、起案の中だけでやるわけではなくて、実際の事件でやってほしいから起案でやらせるのであるが、起案用のマニュアルみたいに捉えている修習生がいまだにいて、実際、弁護団会議をすると、全然ブレストもやらずにいきなり場当たりのばらばらなことをやるということが去年までの例で散見される。ということは、言わないと分からないということがいまだにあるので、弁護活動の基本として、ブレストからその後の流れがあるのではあると。したがって、起案であろうが模擬裁判であろうが演習科目であろうが同じなんだよということがもっと伝わるように工夫を、カリキュラムの言い方とか組み方とかを通じて伝えていければと思っている。

そういう意味では、導入修習が弁護活動に即した動的な科目となっているので、その機会をうまく利用して集合修習にもつながるような伝え方ができればと思っている。これは今まであるカリキュラムをより進めていくという意味合いになる。

それから、実務庁との連携に関してであるが、これは今の弁護活動という話からすると、実際、弁護活動の中で司法研修所でできないことを重点的に実務修習ではやっていただきたいという話を私はよくしている。例えば、単位会に出かけていっ

て意見交換会を弁護士会とする時にも言っているし、指担協であるとかそういったところでも言う機会があれば、そういう話もしたいなと思っている。

一番具体的に言うと、法廷での活動というのもある程度そうであるが、一番は事実を調査したり、現場に行ってみるとか、人に話を聞きに行く、接見もそうであるが、そういった事実、証拠の収集、調査活動、これは本当はブレストの前にそれがあるわけである。事実を集めてくるという作業があって、初めてその事実を分析するという作業が発生するわけなので、そういった意味で、実務修習ならではのこを重点的にやる。起案は逆に言うと司法研修所でできるようなことを何回も重ねてやっていただくよりは、むしろ補完関係というか、それぞれが得意とすることを重点的にやって、総合して弁護活動全体が見渡せるような教育ができるといいなと考えている。その意識共有を持って実務庁との間で進められるといいなと思っている。

そのためのツールとして一つ用意しているものがあって、「弁護活動検討メモ」というものである。これは書式というほどのものでもないごく単純なものであるが、どういう事件で、何が争点になりそうで、言い分がどうで、今どういう段階で、今どういう情報があって、今日やったことは何で、それを踏まえて弁護活動として次に何をするのかということ修習生に簡単に短くまとめてもらうというものである。例えば、接見に行ったりして話を聞くわけであるが、聞きっぱなしで終わってしまうともったいないということがある。聞いて何を考えたのか。それから、聞く前に何を聞くかという準備の段階もあるわけであるが、その前後をちゃんと考えさせるために、メモという形で残させる。その形に残したメモを使って指導担当の弁護士の先生とディスカッションして足りないところを埋めていくということである。これはコミュニケーションツールにもなると思うので、こういうものを活用していただくといいですよという話をここ数年続けて実務庁会に意見交換会などでお話しているところである。これは数年やっていることなので、実践状況を集約していたりしながら、よりよいやり方があるかどうかをさらに検討していけたらなと思っている。

(酒巻委員長)

この部分は司法修習の実質・核心に関わることであるので、御意見、御質問をいただければと思う。各教官室、それから分野別でいろいろな工夫をされているわけであるが、もし御意見、アドバイスあるいは御質問があればと思うが。

(藤原委員)

修習の充実ということで、今回のコロナ禍の中で、リモートを活用されていた。ぜひ今後、第74期以降も、コロナでなくてもリモートを活用する形で、司法修習における司法研修所と実務庁との連携を図ってほしい。昔は、夏期合研があり、実務修習中に教官と修習生がやり取りする機会があったが、そのリモート版みたいなものを検討し、工夫していただければと考えている。

エ 導入修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

ほかにアイデア、御意見があればと思うが、いかがか。それでは、この部分についてはまた各教官室、修習担当の皆様にご工夫を続けていただければと思うが、次に「導入修習に関する状況等について」に移りたいと思う。一場幹事から御報告をお願いします。

(一場幹事)

導入修習に関して第73期司法修習生に対して集合開始時に行ったアンケート調査の結果を御報告する。

このアンケートについては、これまでの導入修習の状況を把握し、今後の修習の質の向上に役立てることを目的として、各期において導入修習の終了時と集合修習の開始時の2回実施してきた。導入修習終了時のアンケートを第1アンケート、次の集合開始時のアンケートを第2アンケートと呼んでいる。

これまでの司法修習委員会においても御説明しているとおおり、導入修習アンケートの結果については、数期にわたって同様の傾向が出ていることなどから各期の経年変化を見ることに主眼を置いており、第72期から質問項目を絞って実施してい

る。また、第73期からはアンケートをウェブ化して、修習生が専用のウェブサイトから回答することになっている。

資料78が第73期第2アンケートの集計結果をまとめたものになる。

冒頭に記載があるとおおり、修習生1471人中1362人が回答しており、回収率は約92.6%となっている。これは昨年の第72期第2アンケートの回収率と同水準ということになる。図表1-1-1から1-1-4は知識・能力の項目ごとに、導入修習中に不足を感じたか否か、不足を感じた場合に分野別実務修習中に自学自修に取り組んだか否かを集計したものになる。

2ページ目以降の第72期の第2アンケートの結果と比較すると、知識・能力に不足を感じたと回答した者の割合は、いずれの項目でも第72期よりも第73期の方が増加している。これは第1アンケートでも同様の結果が出ていたもので、明確な要因までは特定できていないが、第73期からアンケートの実施をウェブサイト化したことに伴って何らかの影響があった可能性があることや、導入修習中に教官が修習生に対して何度も知識・能力が十分かどうかを自覚させるメッセージを発信しており、それが影響したということも考えられるところである。また、知識・能力に不足を感じた者のうち、自学自修に取り組んだ者の割合も増えているが、これは第2クール、第3クールの一部が自宅学修となったことも影響している可能性があるありそうである。

いずれにしても、これらの傾向は自己の不足している知識・能力に気付かせ、分野別実務修習での学修につなげていくという導入修習の趣旨からすると好ましい傾向であると言え、引き続き来期以降の動向を見守りたいと思う。

次に4ページの図表1-2と1-3であるが、こちらは不足を感じて自学自修に取り組んだ者がどのような内容の自学自修をしたのかについて集計したものである。「研修所教材等」、「法律基本書」、「導入修習の復習」、「法科大学院の復習」の順で多い結果となっており、これも第72期と同様ということになる。割合が全体として増加しているのは、先ほど御説明したとおおり、第73期では知識・能力の不足を

感じ自学自修に取り組んだ者が増えたことによるものと考えられる。

次に、5ページの図表1-4、1-5の図表は、自学自修に取り組んだ者が何に苦労したかについての回答を集計したものになる。全体的に自学自修すべき事項の優先順位が分からなかったという回答が多くなっている。ただし、項目別に見ると、「事実認定の基礎知識・理解」についてやり方が分からないという回答や適した教材文献が分からないという回答の割合も相対的に多くなっている。

次に、6ページの図表1-6、1-7は、自学自修における工夫についての回答を集計したものである。全般的に第72期と同様に他の修習生に相談した、教官や配属庁会への指導担当者に相談したという回答が多くなっている。

次に、7ページの図表1-8、1-9は、自学自修に取り組まなかった理由についての回答を集計したものである。例年、自学自修を行う時間的余裕がなかったという回答が最も多く、第73期でも同様であるが、第73期ではそれ以外の理由、特に導入・分野別実務修習における学修を通じて不足を補えたと感じたという回答や、適した教材や文献が分からなかったという回答が増えている。

続いて8ページの図表の2-1は、導入修習の目的を踏まえて導入修習の各カリキュラムがどの程度役立つと思うかに関する回答の全体の集計結果を示したもので、カリキュラムのうち一つでも役立つなかったものがあると答えた者の割合を示したものである。

次に、個々のカリキュラムに関する集計結果を示したもので、ほとんど全てのカリキュラムで、「役立つと思う」、「少しは役立つと思う」を合わせた割合が90%を超えている。

10ページの図表2-2-2以下は、第72期アンケートとの比較を示したもので、第72期に比較して全てのカリキュラムで「役立つと思う」と「少し役立つと思う」を合わせた割合が増加している。これは無回答の割合が大きく減少したことが影響しているものと思われるが、無回答のまま提出することが大幅に減ったのは、アンケートをウェブサイト化したことによるものと考えられる。

12ページの図表3は、分野別実務修習を円滑に行うため、導入修習の段階で学んでおきたかったことはあるかについて回答を集計したものであって、「ある」と回答した者と自由記載欄に記載したものは資料に記載のとおりである。

以上が第73期第2アンケートの集計結果の概要である。アンケートをウェブサイト化したことも影響してか、第72期と比較して回答傾向に若干の変化もあるが、先にも述べたとおり、導入修習の趣旨に照らして好ましい傾向となっており、引き続き導入修習が安定的に実施されていることが示されているものと受け止めている。第74期でもウェブサイト方式による同様の質問項目についてアンケートを実施する予定であって、今後の動向を引き続き確認していきたいと考えている。

(酒巻委員長)

それでは、ただいまの御報告について、何か御質問、御意見はあるか。第73期の方が若干自己省察能力の進展があったようにも見えるが、何か御意見があればと思うが、いかがか。

(秋吉委員)

導入修習でアンケートを取ることは非常に大切だと思う。今の実務の状況を見ると、新型コロナによる緊急事態宣言の影響で、修習期間中に行われる証人尋問が少なくなっていたところもあって、分野別実務修習に向けて交互尋問で何を見てくるのかということの動機づけというのが非常に重要になっているのではないと思う。反対尋問でも、その事実を聴くことから証明したいことをいかに浮き彫りにするかというのは、実際に尋問を見ていただく中で、あるいは尋問事項を組む中で実践されていくので、その動機づけを、導入修習の「民事第1審手続の概説」の授業の中等でしていく必要性が高くなっているのではないかと思った。

あともう一点であるが、この導入修習のアンケートも非常に役に立つと思うが、今回の新型コロナを踏まえて、修習を修了した後のOJTあるいはOFFJTをそれぞれ弁護士会、検察庁、裁判所が研さんの中で行っていくんだろうと思うが、何が課題として残されてるのかを伝えていただく工夫とかそういうものも御検討いた

だいたらいいのではないかと感じた。

(酒巻委員長)

ほかにあるか。あるいは研修所の方から。

(一場幹事)

秋吉委員の御発言はごもっともかと思っており、今のところ、まだオンライン修習の対応に追われていて、なかなかうまく整理できていないが、先ほど御説明したとおり、指担協もあるので、それも踏まえて、このオンラインでどういうことが行われて、どの辺がまだ残っているかという整理をしていきたいと考えている。

(酒巻委員長)

ほかに御意見、御質問ないか。よろしいか。

新型コロナの影響はまだ続くものと思われるが、本日の御議論を踏まえて、また2月に先ほどの話題になっている指担協があるから、そこで充実した議論を行っていただき、第74期以降の司法修習の更なる質の向上に努めていただきたいと感じたところである。

次回の委員会の具体的な日程については、また後日調整させていただきたい。

以上をもって第39回の司法修習委員会を終了する。